

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	火薬類取締法	法令の番号	昭和25年法律第149号				
不利益処分の種類	火薬類製造営業又は販売営業の許可の取消又は事業停止命令	根拠条項	第44条				
処分基準	法第44条各号の一に該当しているとき。						
対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	危機管理防災課	交付機関	危機管理防災課	目次NO	14～